

フォレスト綾川荘 リバーサイド綾 オートキャンプ場 施設利用約款

(適用範囲)

第1条

当キャンプ場が利用されるお客様との間で締結する施設利用契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当キャンプ場が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(施設利用の予約と申し込み)

第2条

予約とは、受付業務の営業日における日時にお客様と取り交わす宿泊予定契約です。

当キャンプ場のキャンプエリアを利用しようとするお客様は、次の事項を予約業務営業日に宿泊予約日前日までに、当キャンプ場に電話で予約していただきます。その時点で施設利用契約の申し込みがあったものとして処理します。

- (1) 責任のある代表者名及び住所、電話番号、団体名
- (2) 利用人数
- (3) 利用日、到着予定時刻及び泊数
- (4) 利用区画数
- (5) 入場人数
- (6) 利用料金（別表の基本利用料金による）
- (7) 高校生または、18歳以下で保護者が参加しない場合は該当参加者それぞれの保護者の承諾
(承諾書は利用日当日にフロント(受付)に提出)
- (8) その他当キャンプ場が必要と認める事項

2 当キャンプエリアを利用しようとするお客様であって、予約のないお客様も、施設に余裕があり、当キャンプ場が利用を認める場合には、予約申し込みがなくても第7条における施設利用登録時において施設利用契約の申し込みがあったものとして処理します。

3 宿泊利用客が、利用中に前項第3号の利用日を超えて宿泊利用の継続を申し入れた場合、当キャンプ場は、その申し出がなされた時点で新たな利用契約の申し込みがあったものとして処理します。

(施設利用契約の成立)

第3条

施設利用契約は、当キャンプ場が前条各項の申し込みを承諾した時に成立するものとします。ただし、当キャンプ場が承諾しなかったときはこの限りではありません。

(施設利用の拒否)

第4条

当キャンプ場は、次に掲げる場合において、施設利用契約に応じないことがあります。

- (1) 施設利用の申し込みがこの約款によらないとき。
- (2) 満員（利用区域、卓）により施設の余裕がないとき。
- (3) 施設利用しようとするお客様が利用に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められたとき。
- (4) 施設利用しようとするお客様が、伝染病であると明かに認められるとき。
- (5) 施設利用に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により施設利用させることが出来ないとき。
- (7) 利用しようとするお客様が、以下の各号の一に該当するとき
 - ①泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の利用者に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる場合。
 - ②著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の利用者に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる場合。
 - ③当施設又は当従業員に対し、暴力的要求を行い又は合理的範囲を超える負担を要求した場合。
- (8) 利用しようとするお客様が、以下の各号の一に該当するとき
 - ①施設利用しようとするお客様が、暴力団、暴力団組織、暴力団関係企業、又はその関係者、その政治活動団体等に所属している場合。
 - ②施設利用しようとするお客様が、暴力団、又は暴力団が事業活動を支配する法人その他の団体構成員である場合。
 - ③施設利用しようとするお客様が法人で、その役員の中に暴力団等（暴力団等反社会勢力）に該当する者がいる場合。

(施設利用するお客様の契約解除権)

第5条

施設利用のお客様は、当キャンプ場に申し出て施設利用契約を解除することができます。

- 2 当キャンプ場は、施設利用のお客様がその責めに帰すべき事由により契約の全部又は一部を解除した場合は第19条に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
- 3 当キャンプ場は施設利用のお客様が、連絡をしないで利用当日の午後6時になっても到着しないときは、その契約は施設利用のお客様により解除されたものとみなし処理することがあります。
この場合、違約金は全額とします。

(当キャンプ場の契約解除権)

第6条

当キャンプ場は、次に掲げる場合においては、第7条における施設利用登録後であっても施設利用契約を解除することがあります。

- (1) 第4条(3)から(8)までに該当することとなったとき。
- (2) 当キャンプ場が別に定める利用規則の禁止事項に従わないとき。

2 当キャンプ場が前項の規定に基づいて施設利用契約を解除したときは、その利用料等の料金は返還いたしません。

(施設利用の登録)

第7条

施設利用のお客様は、当日、当キャンプ場のフロント（受付）において、次の事項を登録、書類の提出をしていただきます。

- (1) 責任のある代表者の氏名及び住所、電話番号、団体名の登録
 - (2) 利用人数の登録
 - (3) 出発日の登録
 - (4) 利用規則確認の登録
 - (5) その他当キャンプ場が必要と認める事項の登録
 - (6) 高校生または、18歳以下で保護者が参加しない場合は該当参加者それぞれの保護者の承諾書を提出
- 2 施設利用のお客様が第11条の料金の支払いをクレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを、呈示していただきます。

(施設の利用時間)

第8条

施設利用のお客様が当キャンプ場の施設を利用できる時間は次のとおりとします。ただし連続して利用する場合には、到着日及び出発日をのぞき、終日利用することができます。

- (1) 日帰りキャンプによる施設利用・・・9:00 から 14:00 まで
- (2) 宿泊キャンプによる施設利用・・・14:30 から翌 10:00 まで

(利用規則および規約の順守)

第9条

施設利用のお客様は当キャンプ場内において利用規則および規約を順守して頂きます。

- (1) 利用規約の掲示場所・・・フロント、ホームページ等
- (2) 自動的な利用規約の順守契約・・・電話予約、施設利用時
- (3) 利用規約の変更および掲示・・・予告なし、随時掲示

(営業時間)

第10条

当キャンプ場の施設等の営業時間は以下のとおりとし、フロント、ホームページ等でご案内いたします。

各サービスの時間

予約業務・・・9:00 から 22:00 まで

受付業務・・・お客様が利用する日の 8:30 から 18:00 まで

フロント対応・・・8:30 から 22:00 まで

温泉利用・・・10：00 から 22：00 まで

共同炊事場・・・5：00 から 22：00 まで（22:00 から翌日 5 時まではお控えください）

BBQ 施設・・・ 5：00 から 22：00 まで

2 前項の時間は、必要やむをえない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法を持ってお知らせします。

（料金の支払い）

第 11 条

施設利用のお客様が支払うべき利用料金等の内訳は、別表に掲げるところによります。

2 前項の利用料金等の支払いは、日本通貨又は当キャンプ場が認めたクレジットカード等、これに代わり得る方法により第 7 条の利用施設申込の登録の際、フロントにおいて行っていただきます。

3 当キャンプ場が施設利用するお客様に施設を提供し、利用が可能になった後、お客様が任意に利用しなかった場合においても、利用料金は申し受けます。

（当キャンプ場の責任）

第 12 条

当キャンプ場は施設利用契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により施設利用するお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当キャンプ場の責めに帰すべき事由によるものでないときはこの限りではありません。

2 当キャンプ場の施設内での盗難、破損、人身等の事故に関しては、当キャンプ場は一切その責めを負いません。

（契約した施設の提供が出来ないときの取り扱い）

第 13 条

当キャンプ場は施設利用するお客様に契約した施設を提供できないときは、お客様の了解を得て、できる限り同一条件の他の施設を斡旋するものとします。

2 当キャンプ場は前項の規定にかかわらず他の施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料をお客様に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、施設が提供できないことにおいて、天災等、当キャンプ場に帰すべき事由がないときは、補償料は支払いません。

（預託物等の取り扱い）

第 14 条

施設利用するお客様の荷物・物品又は現金ならびに貴重品については、当キャンプ場では預託できません。各自で管理してください。ただし、当キャンプ場が了解したときに限ってキャンプ場の空きスペース

に荷物を置いておくことは出来ますが、紛失、盗難、滅失、毀損等の損害が生じたときは、当キャンプ場は一切その責めを負いません。

(施設利用するお客様の手荷物又は携帯品の保管)

第 15 条

お客様がチェックアウトした後、お客様の手荷物又は携帯品が当キャンプ場に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは当キャンプ場は当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、その指示の中で手荷物又は携帯品を発送する場合は原則着払いになります。所有者の指示がない場合又は所有者が判明しない場合は、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄の警察署に届けるか、当キャンプ場が適切と考える方法により処分します。

(駐車の実任)

第 16 条

施設利用するお客様が当キャンプ場に車両を駐車される際に、当キャンプ場は場所をお貸しするものであつて、車両の保管責任まで負うものではありません。

また、駐車中の車の事故(破損、盗難等)について当キャンプ場は一切その責めを負いません。

ただし、駐車場の管理に当たり、当キャンプ場の故意又は過失によって損害を与えた場合は、その賠償の責めに任じます。

(お客様の責任)

第 17 条

お客様の故意又は過失により当キャンプ場が損害を被ったときは、当該お客様は当キャンプ場に対し、その損害を賠償していただきます。

(利用料金等の内訳)

第 18 条

宿泊キャンプによる施設利用のお客様が支払うべき総額

- ・利用料金 1. 基本利用料金(キャンプ場宿泊利用料金)
- ・追加料金 2. 飲食料及び BBQ 施設利用料、大浴場利用料、レンタル用品利用料、その他の利用料金

2 日帰りキャンプによる施設利用のお客様が支払うべき総額

- ・利用料金 1. 基本利用料金(キャンプ場日帰り利用料金)
- ・追加料金 2. 飲食料及び BBQ 施設利用料、大浴場利用料、レンタル用品利用料、その他の利用料金

3 基本利用料は、HP 及びフロント等に掲示する料金表になります。

4 基本利用料金、追加料金等、料金は予告なく変更することがあります。

(違約金申しつけ規定)

第 19 条

宿泊又は日帰りの施設利用取消通知を受けた日が、予約日の 1 週間～3 日前は利用料の 50%、前日および当日は 100%を当キャンプ場に支払っていただきます。

2 %は基本利用料に対する違約金の比率です。

- 3 連泊予約において、全ての利用日を同時に取り消した場合の違約金は、第1日目のみを対象とします。
- 4 日数が短縮した場合、その短縮日数にかかわらず1日分（初日）の違約金を収受します。

（レンタル用品の破損と紛失等）

第20条

レンタル用品の返却に際し通常的使用方法において発生する汚れ等については問題ありません。故意、明らかな不注意による商品の破損（盗難を含む）紛失の場合には、当該商品の修理又は、新品購入に相当する金額、または、同等程度用品の新規購入に要する費用を弁償して頂きます。またお客様がお忘れになったセット内容の一部を返却される時の送料はお客様負担となります。

※この約款は2021.10.1より適用されます。

フォレスト綾川荘 リバーサイド綾 オートキャンプ場施設 利用規則

当キャンプ場ではお客様に安全でかつ快適にご利用いただくために、下記のとおり施設利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。この規則をお守りいただけない場合は、やむを得ずご宿泊又は当キャンプ場内諸施設のご利用をお断りさせていただくこともございます、又、場合によっては損害をご負担いただくこともございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

- (1) 博打及び風紀を乱すような行為、声高放歌や喧騒な行為、その他で他人に嫌悪感を与える行為や迷惑になるような言動はおやめください。
- (2) 施設内の諸設備、諸物品を所定の場所、用途以外にご使用になることはおやめください。
又外来者を施設内に引き入れ、諸設備、諸物品などを使用させたりすることはおやめください。
- (3) 利用区域内での直火使用は禁止です。必ず防火シートを使用してください。
- (4) 利用区域内でのガス・石油ランプ等の使用は火災に十分注意して使用してください。
- (5) キャンプファイヤーは禁止です。
- (6) 火災（花火・爆竹・ろうそく・直火の使用等）の原因となるような行為はおやめください。
- (7) BBQ 施設での炭や薪の消火は確実に行い、防火に努めてください。
- (8) 当キャンプ場には充電設備は備えておりません。
- (9) レンタル備品の貸出・返却はフロントで受付いたします。備品は洗ってから返却してください。
また、破損や紛失等の補償については、約款第 20 条をご確認ください。
- (10) ゴミ類は全てお持ち帰りください。食材や生ゴミは放置しますと、カラスや動物によって荒らされるますので特に注意し、放置しないでください。また、周辺にゴミを捨てないようにしてください。
い。ごみの置き去りは、処理代として金 20,000 円を請求させていただきます。
- (11) 当キャンプ場の使用上の注意をあらかじめご確認ください。
- (12) 利用区域内には水道設備はございません。調理、洗面等は BBQ 施設内共同炊事場をお願いします。
- (13) 当キャンプ場の水道設備を使用した、洗車等の行為はおやめください。
- (14) 当キャンプ場にて、タープ等をご利用の際は、隣接している棟にご配慮ください。
- (15) 車中泊の際はアイドリング、空ぶかし等は禁止です。また、当キャンプ場内では原則として許可車両、施設管理用車両、緊急車両以外は通行できません。
- (16) 当キャンプ場での動植物の採取や指定箇所以外への侵入はおやめください。
- (17) 当キャンプ場では、場内での盗難、破損、人身等の事故に関しては、一切その責めを負いません。
ご自身で責任の取れない方を代表者として施設をご利用いただくことはご遠慮ください。
- (18) 当キャンプ場に隣接する川での遊泳は禁止です。絶対に泳がないでください。
- (19) 当キャンプ場に隣接するプール施設において、許可エリア以外への侵入や出入りはおやめください。

(20) 当キャンプ場にペットを連れ込む場合は、他のお客様のご迷惑にならない様にご注意ください。

※ここに表示される料金や仕様は突然変更することがございます。あらかじめご了承ください。

※この規則は 2021.10.1 より適用されます。

ペットをお連れのお客様へ

1. ペットをお連れのお客様はご予約の際に必ずお申し出ください (500 円の料金が加算されます)。
2. 場内では必ずリードにつなぎ、放し飼いは禁止とさせていただきます。
3. お出かけの際には、決して置き去りにしないで下さい。
4. ペットのお預かりサービスは行っておりません。
5. トイレの始末は飼い主様が責任を持って行なってください。
6. あまりにも無駄吠えなどが多いときは、やむを得ずお車の中に入れていただくようお願いする場合がございます。
7. その他、他のお客様のご迷惑にならないようご配慮いただきますようお願いいたします。

【重要】 証明書のコピーをいつも準備しておきましょう。

【重要】 ブラッシングは、外で周りに迷惑がかからない場所で行い、抜け毛はビニール袋に集めて必ずお持ち帰りください。

<ご参考>ペット用に持参する物

ペット用の食器、ペットの食事、ペットの緊急用救急薬、必要があればクレート、ペット用寝具、シーツ、バスタオル類、ペットのおもちゃ (注) クレート = ペット用のケージ